

# さざんか平林協議会 規約

## 第1章 総則

### (名称及び事務所)

- ・本会は、さざんか平林協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を平林南2丁目10番30号に置く。

### (活動区域)

- ・本会の活動の対象となる区域は、平林地域（平林南1・2丁目、南港東1・2・3・4丁目、平林北1・2丁目、南港南1・2・3・4・5・6・7丁目）とする。

### (目的)

- ・本会は、平林地域を誰もが輝く元気なまちにしていくために、地域のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人々が自由に参加しながら、取り組んでいくことを目的とする。

### (構成)

- ・本会は、別表に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。

### (活動)

- ・本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること。
- (2) 地域のコミュニティづくりに関すること。
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関すること。
- (4) 地域福祉や健康づくりに関すること。
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関すること。
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関すること。
- (7) 環境美化に関すること。
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

- ・なお、次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

## 第2章 役員

### (役員及び監事)

- ・ 本会に、次の役員及び監事（以下「役員等」という。）を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 会計 1名
  - (4) 会計補佐 1名
  - (5) 総務 1名
  - (6) 監事 2名

### (役員等の選任)

- ・ 役員等は、運営委員会において選任する。
- ・ 幹事は、他の役員を兼ねることはできない。

### (役員等の職務)

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計を担当する。
- (4) 会計補佐は、会計を補佐する。
- (5) 総務は、役員会及び運営委員会の審議に関する総務を担当する。
- (6) 監事は、協議会の会計及び業務執行を監査する。

### (役員会)

- ・ 役員会は、必要に応じて開催し、運営委員会の審議に必要な事項を討議する。
- ・ 役員会の議長は会長がこれにあたる。

### (役員等の任期)

- ・ 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- ・ 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。  
初年度のみ、25年4月1日～26年3月31日とする。次期より他団体の任期と合わせる。

## 第3章 運営委員会

### (運営委員会の組織)

- ・ 運営委員会は、別表に定める各種団体から各若干名（以下「運営委員」という。）を委員として組織する。

(運営委員会の決議事項)

- ・運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
  - (2) 役員等の選任に関する事項
  - (3) 平林地域の「まちづくりビジョン」の策定に関する事項
  - (4) 規約に関する事項
  - (5) 部会の設置に関する事項
  - (6) その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

- ・運営委員会は、会長が招集する。
- ・運営委員会は、次の場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 運営委員会の2分の1以上から請求があったとき。

(運営委員会の議長)

- ・運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

- ・運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(運営委員会の決議)

- ・運営委員会の議事は、この規約に定めるほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(運営委員会の委任等)

- ・止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、委任状をもって他の運営委員を代理人として委任することができる。
- ・この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

- ・運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 運営委員の定足数及び出席者数（委任状提出者を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- ・議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。

(会議録の作成及び公開)

- ・活動区域の住民（以下「地域住民」という。）、又は地域の関係者から運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

## 第4章 部会

(部会の設置)

- ・会長は、運営委員会の決議により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の組織)

- ・協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ該当各号に定める事業を行う。

(1) 連合振興町会 部会

連合振興町会に関する事項

(2) 女性部 部会

女性部に関する事項

(3) 地区社会福祉協議会 部会

徳社会福祉協議会に関する事業

(4) ネットワーク委員会 部会

ネットワーク委員会に関する事項

(5) 食事サービス委員会 部会

食事サービス委員会に関する事項

(6) 地区民生委員協議会 部会

地区民生委員協議会に関する事項

(7) 生涯学習ルーム運営員会 部会

生涯学習ルーム運営委委員会に関する事業

(8) スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員協議会に関する事業

(9) 防災・防犯委員会 部会

防災・防犯委員会に関する事項

(10) 老人クラブ 部会

老人クラブに関する事項

(11) 保護司会（更生保護女性会含む） 部会

保護司会・更生保護女性会に関する事業

- (12) 子ども会 部会  
子ども会に関する事業
- (13) PTA 部会  
PTAに関する事業
- (14) 校区はぐくみネット 部会  
校区はぐくみネットに関する事業
- (15) 憩いの家運営委員会 部会  
憩いの家運営委員会に関する事業
- (16) グランド管理運営員会 部会  
グランド管理運営員会に関する事業
- (17) 企業有志会 部会  
企業有志会に関する事業
- (18) ボランティア 部会  
ボランティア（ひら茶、見守り隊、花ボラ、生涯学習等）に関する事業
- (19) 学校校庭開放運営委員会 部会  
平林小学校の校庭開放に関する事業

- ・各部会に、部会長1名、副部会長1名、部会会計1名を置く。
- ・各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

## 第5章 事業計画・予算・会計

### （事業計画及び予算）

- ・協議会の事業計画及び予算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長がその案を作成し、運営委員会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- ・部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

### （事業報告及び決算）

- ・協議会の事業報告及び決算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。
- ・部会長は、部会の事業報告及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。
- ・監事による監査結果について、地域住民、又は地域の関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

### （経費の支弁）

- ・本会の経費は、補助金、寄付金をもって支弁する。

(会計帳簿の整備及び公開)

- ・協議会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。
- ・地域住民、又は地域の関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

- ・協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 規約の変更

(規約の変更)

- ・この規約は、運営委員会において決議を経なければ、変更することはできない。

## 第7章 雑則

(委任)

- ・この規約の施行に関して必要な事項は、運営委員会の決議を経て、会長が別に定める。

(附則)

- ・この規約は、平成25年3月9日から施行する。
- ・この規約は、平成27年5月30日から改正する。
- ・この規約は、平成28年4月1日から改正する。

## 構成団体等に関する名簿

さざんか平林協議会

	構成団体等の名称		構成団体等の名称
1	平林連合振興町会	21	保護司会
2	南港東第1振興町会	22	子ども会
3	南港東第2振興町会	23	小学校PTA
4	南港東第3振興町会	24	校区はぐくみネット
5	南港東第4振興町会	25	憩いの家運営委員会
6	平林北振興町会	26	グラウンド管理運営委員会
7	平林中振興町会	27	企業有志会
8	平林南振興町会	28	
9	平林南第2振興町会	29	
10	泉振興町会	30	
11	ルネ住之江振興町会	31	
12	女性部会	32	
13	地区社会福祉協議会	33	
14	ネットワーク委員会	34	
15	食事・サービス委員会	35	
16	地区民生委員協議会	36	
17	生涯学習ルーム運営委員会	37	
18	スポーツ推進委員協議会	38	
19	防災・防犯委員会	39	
20	老人クラブ	40	